

仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業 仕様書

1. 事業名

仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業

2. 事業の目的

児童養護施設等入所児童が将来経済的に自立して生活が営めるよう、自立支援、退所後のアフターフォロー体制を構築し、社会的自立に向けた支援を行う。

3. 履行期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日

4. 業務履行場所

受託者が確保した場所及び対象児童が入所している市内施設等とする。

5. 委託業務の内容

(1) 対象者

宮城県内の児童養護施設・自立援助ホーム・児童心理治療施設・児童自立支援施設・里親に本市が措置・委託している児童、並びに施設等及び里親による養育から自立した者。年齢は概ね中学生から退所後25歳くらいまでの者。

(参考) 想定施設等入所児童数(中・高校生) 150名①(里親委託児童約40名含む。)

想定施設等退所者(退所後概ね25歳まで) 70名②(里親委託児童25名含む。)

想定利用対象者合計 (①+②) 220名※

上記想定施設等入所児童数のうち、施設退所年齢児童数(高3～20歳)は約30名(うち、里親委託児童10名)

※ ①及び②の児童数はR2.4.1現在の措置児童名簿上の人数から推計

※ ②はH29年度以降に退所した者で、施設退所後、施設等でも所在の把握が困難となっている児童も含まれている。

なお、同施設には宮城県が措置している児童も入所しているが、当該児童については宮城県で別途委託事業者を選定し、業務委託契約を締結する予定である。

(2) 事業実施体制

常勤職員(専従)1名以上を配置すること。そのほか必要に応じて職員(兼業可)を配置すること。うち1名は、「生活相談支援担当職員」とすること。(兼業及び兼務可)

「生活相談支援担当職員」については、(ア)児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省第63号)第43条に定める児童指導員の資格を有する者、または(イ)自立支援に対する理解があり仙台市が適当と認めた者を充てること。

(3) 施設等入所児童に対する自立支援

施設等からの自立後も就労や学業を継続し、安定した生活を営むことができる力を身に着けるため、施設等に入所中から社会常識やコミュニケーションスキルを身に着ける機会を設けるとともに、退所を控えた児童が抱える不安や悩み等の相談に応じる。

- ア 本市の児童相談所や各区・総合支所等関係部署の職員（以下「市関係部署職員」という。）、児童養護施設等の職員及び児童の里親等（以下「施設等職員」という。）と連携、情報共有を行う。
- イ 退所を控えた支援対象者が抱える不安や悩み等への相談対応。対面、電話、メールによる相談のほか、LINEなどのSNSを活用した相談を実施すること。（対応日時を限定したものでも可とする。）
- ウ 自立に対する意識の醸成と社会生活に対応するスキルを高めるため、生活習慣・金銭教育、職業教育等を実施する。実施にあたっては、子ども達が参加したくなるような手立てや、社会的スキルやコミュニケーション能力の育成に結びつくメニューについて工夫すること。なお、施設ごとに講座等を開催する場合には、市内施設のみ対象とするが、参加する児童の措置元（仙台市・宮城県）は問わない。
- エ その他、目的を達成するために必要な支援を行う。

(4) 施設等を退所した者に対するアフターケア

施設等から退所した者に対して、一人暮らしや学校・職場に関する悩みやトラブル等について相談に応じるほか、様々な課題により、定職に就けない、就労維持が難しい、住居を失うなど経済的な自立が果たせない者に対して、専門機関との連携をコーディネートし必要な支援を行う。

また、特に法的な問題が絡むケースや、緊急の対応が必要なケースについても、適切に対応を行う。

- ア 施設等入所中から市関係部署職員及び施設等職員との情報共有に努め、自立のため退所した後もアフターケアが必要な者を把握し、施設や関係機関と連携して生活支援を行う。
- イ 施設等から退所した者からの相談対応。対面、電話、メールによる相談のほか、LINEなどのSNSを活用した相談を実施すること。（対応日時を限定したものでも可とする。）
- ウ 退学や失業した者に対し、再就労等に結びつけるための相談対応を行うとともに、専門機関等との連携による実践的就職支援を行う。
- エ 住居を失った者が自力で住居を確保できない場合は、住居確保に向けた支援を行うとともに、当座の居場所を提供又は確保する。
- オ 施設等退所者間の交流や入所児童とロールモデルとなる施設等退所者との交流を促進する。
- カ その他、目的を達成するために必要な支援を行う。

(5) 設備

支援対象者が集まることのできる設備・相談室等を仙台市内に設置すること。相談対応を行う場合には、プライバシーに配慮すること。

6. 事業計画・実績報告等

業務委託契約締結後速やかに事業計画書を提出すること。また、事業実施中においては、実施状況報告書を翌月 10 日までに提出すること。事業完了時には、実績報告書を提出すること。

その他、仙台市に適宜進捗状況を報告し、調整を図ること。

7. 業務実施における注意事項

- (1) 本業務の履行に関連する法令及び条例等を遵守すること。
- (2) 実施に際し、支援対象者からはいかなる名目でも料金を徴収しないこと。
- (3) 実施に当たっては新型コロナウイルス対策を徹底すること。状況に応じて Web 会議システムを活用するなど、対象者との直接の接触や施設を訪問しての実施が難しい場合でも、できる限り事業が継続できるよう努めること。
- (4) 児童相談所や施設等の関係機関と連携を密にし、効果的な支援ができるよう努めること。
- (5) 支援対象者及び保護者の意向に配慮すること。事業を実施するにあたっては、支援対象者が利用しやすい時間・曜日等に配慮するなど、信頼関係の構築に努めること。
- (6) 「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」の実施主体と連携し、自立支援資金の借受人の円滑な自立が図られるよう支援に努めること。
- (7) 本業務遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、秘密保持に関するすべての法令、契約書の条項及び別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (8) 机、椅子、キャビネット、パソコン等事業の実施に必要な設備は受託者の責任において準備すること。
- (9) 著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (10) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実に対応するとともに、本市に報告すること。

8. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者双方協議して定めるものとする。
- (2) 本事業にかかる協議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は全て受託者の負担とする。
- (3) 他の業者への引継ぎがある場合は、受託者は誠実に対応するものとする。
- (4) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務のすべてを委任、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、

発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等は仙台市に帰属する。
- (7) 受託者は、本業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(使用等の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、

発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

注1 発注者は仙台市を、受注者は受託者をいう。